

【精神障害者入院医療援護金制度の申請に当たっての留意点について】

○対象となる人（次のすべてを満たしている人）

- 1 相模原市に住民登録があること。
- 2 精神科病院もしくは一般病院の併設精神科病棟に現に「任意入院」または「医療保護入院」していること。（退院後、遡っての申請はできません。）
- 3 世帯全員の申請年度（4月から6月までの間に申請する場合は前年度）の市町村民税所得割額を合算した額が、10万4,400円以下であること。
- 4 医療費の自己負担額が月額1万円以上であること。

※平成30年度から指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、他市町村との不均衡が生じないよう、算定には市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定された額を用います。

※健康保険各法に基づく家族療養費の付加給付がある場合は、これを除いた額が自己負担額です。

「付加給付」とは、被保険者が各診療月において療養に要する費用として支払った自己負担金の一部還元について、各健康保険組合等が独自に定めているもので、それぞれの健康保険組合等によって異なります。

※相模原市医療費助成条例等に基づき医療費の自己負担がない方は対象になりません。

○申請書兼同意書には下記の書類を添付してください。

1 市町村民税の額を証明する書類

※本市で課税されている方（1月1日時点（4月から6月までの間に申請する場合は前年度）で本市に住民票のあった方）は提出を省略することができます。

- ・住民票に記載されている方のうち、15歳以上の方全員の市町村民税所得割の額を証明する、市町村民税（非）課税証明書又は市町村民税納税通知書。
- ・市町村民税（非）課税証明書又は市町村民税納税通知書に被扶養者・控除対象配偶者として記載がある方については、課税証明書等の提出は不要です。

2 支払金口座振替依頼書及び預金通帳等のコピー

- ・援護金の受取り方法について、指定口座への直接払いを希望する場合に提出が必要です。
- ※すでに相模原市に口座登録がある場合は提出不要です。

3 申請者が法定代理人の場合は、それを証明する書類（写し）

- ・申請者は扶養義務者または患者本人に限られますが、法定代理人に当たる方は証明書等の写しを添付することで申請が可能です。

支給申請が認定された場合の入院医療援護金の支給始期は、申請書を受理した月からになります。申請書を受理した月の入院が20日に満たない場合は、その翌月からの支給になります。

<申請窓口及びお問い合わせ先>

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部 精神保健福祉課 電話：042-769-9813

| 窓口提出の場合 | 郵送による提出の場合 |
|--|--------------------------------|
| 相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 4 階 | 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 |